

○今般、全ての都道府県及び市区町村を対象に、地下水関係条例について網羅的に調査(令和5年10月末時点)を行い、内閣官房水循環政策本部事務局に提出された回答を基に、規制の内容等による分類・整理を行った。

(ポイント)

1. 47都道府県、632市区町村の合計679の地方公共団体が地下水関係条例を制定している。

47都道府県(100%)で	86条例
632市区町村(36%)で	777条例
合計	679地方公共団体で 863条例

2. 条例の目的は、地盤沈下の防止(508条例)、地下水量の保全又は地下水涵養(472条例)、地下水質の保全(674条例)、水源地域の保全(259条例)など多様である。

3. 規制等を設けているのは713条例で、全体の約83%であった。

規制の観点、対象行為は、水量の規制(採取行為343条例、採取設備148条例、地下掘削工事42条例など)、水質の規制(事業所設置395条例、水質の保全137条例など)、水源地域保全のための規制(土地取得21条例、開発行為325条例)と多様である。

また、規制手法は、全面禁止、許可制、届出制など多様である。

4. 罰則等を設けているのは532条例で、全体の約62%であった。

懲役まで(210条例)、罰金まで(223条例)、過料まで(31条例)、公表まで(68条例)など多様である。

注)

①本調査は、令和5年10月末時点で制定されている地下水関係条例について、内閣官房水循環政策本部事務局に提出された回答を基に、分類・整理したものであり、数値等は今後変わることがある。

②全ての都道府県及び市区町村を対象にした本調査の結果に基づく令和2年10月時点の条例からの増減をみると、新規条例が8、廃止条例が2、全体で条例数が6増加している。

1. 地下水関係条例を制定している地方公共団体数

	都道府県	政令市	市区町村 (政令市を除く)	計
地方公共団体数	47	16	616	679

2. 条例の目的による分類

目的	都道府県 条例数	政令市 条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
地下水関係条例数	86	28	749	863
(1) 地盤沈下の防止	56	18	434	508
(2) 地下水量の保全 又は地下水涵養	36	14	422	472
(3) 地下水質の保全	62	22	590	674
(4) 水源地域の保全	27	8	224	259

※ 一つの条例でも複数の目的をもつ場合がある。

※ 一つの目的に対して複数の条例を制定している地方公共団体がある。

3. 規制の観点、対象行為及び規制手法による分類

規制の観点	対象行為	都道府県条例数	政令市条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
規制等を設けている条例数		75	20	618	713
水量の規制	(1)採取自体	10	3	330	343
	(2)採取設備	30	12	106	148
	(3)地下掘削工事	4	9	29	42
	(4)地盤沈下の防止	11	4	112	127
	(5)地下水涵養	9	7	116	132
	(6)その他	5	2	125	132
水質の規制	(1)事業所設置	33	6	356	395
	(2)水質の保全	24	9	104	137
	(3)排出規制 ^{注1}	6	—	17	23
	(4)地下浸透の禁止 ^{注2}	34	9	43	86
水源地域保全のための規制	(1)土地取得	19	—	2	21
	(2)開発行為	11	5	309	325

※ 一つの条例でも複数の規制の観点、対象行為及び規制手法をもつ場合がある。

注1)汚染水等の排出基準の規定があるもの

注2)有害物質の地下浸透を規制する規定があるもの

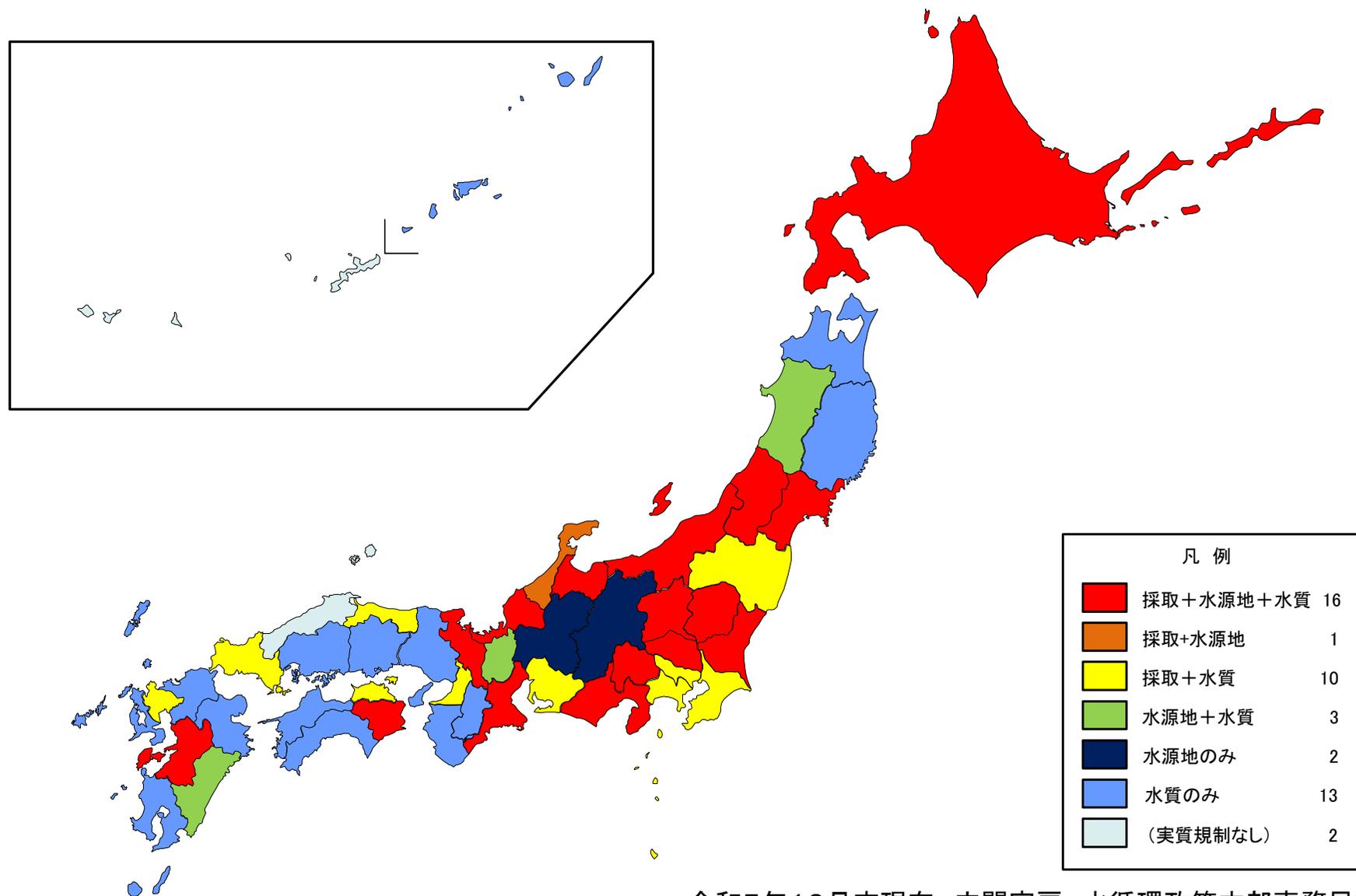
4. 罰則等による分類

罰則等	都道府県 条例数	政令市 条例数	市区町村 (政令市を除く) 条例数	計
罰則等を設けている条例数	70	15	447	532
(1) 懲役まで	45	7	158	210
(2) 罰金まで	8	6	209	223
(3) 過料まで	9	1	21	31
(4) 公表まで	8	1	59	68

※ 一つの条例において複数の罰則等を規定している場合は、最も重い罰則等を計上している。

(参考)都道府県条例の規制目的、対象別の条例制定の状況

・都道府県の条例の内容を見ると、採取量や水源地保全、水質などに着目した規制や地下水涵養など多岐にわたっている。



地下水マネジメント推進プラットフォーム

関係府省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の公的機関、大学、研究機関、企業、NPO等が参画し、地域の地下水の問題を解決するため、関係者の協力の下、地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体へ適切な助言を行うなど一元的に支援する。

ポータルサイトによる情報提供

情報を一元的に得ることができるポータルサイトを設置し、基礎的な情報、代表的な地下水盆の概況、条例策定状況の紹介等を行う。

相談窓口の設置

相談窓口を設置し、関係省庁、先進的な取組を行っている地方公共団体等の幅広い知見等を紹介する。

アドバイザーの派遣

水循環アドバイザーの制度を活用し、地方公共団体等の課題に応じたアドバイザーの紹介、派遣を行う。

地下水マネジメント研究会

地下水に関する基礎的な知識を提供するとともに、先進的に取組を進めている地方公共団体、研究機関などの多様な知見等を提供し、意見交換を行う。

地下水データベース

国、地方公共団体等が収集する地下水位、地下水質、採取量及びこれらに関する観測所情報等のデータを相互に活用するためのデータベースを構築し、運用を行う。

ガイドライン等に関する情報提供・内容の充実

地下水に関するガイドライン等を紹介するとともに、プラットフォームの活動を通じて得た知見を活用して内容の充実を図っていく。

相談

支援

地下水マネジメントに取り組もうとする地方公共団体